

議案第1号

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則について

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成21年2月23日

沖縄県教育委員会

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 月 日

沖縄県教育委員会

委員長 比 嘉 梨 香

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員免許状に関する規則(平成元年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第16号様式中「、教頭、養護教員、」を「、副校長、教頭、養護教諭及び」に改める。

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「必要に応じて」の次に「、副校長、主幹教諭」を加える。

第49条中第9号を第11号とし、第3号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号中「校長」の次に「(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)」を加え、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

第49条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第50条第1項中「第62条で」を「第62条において」に、「第37条第3項」を「第37条第4項」に改める。

第51条の見出し中「教頭」の前に「副校長及び」を加え、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長を置く一の課程については、この限りでない。

第51条第2項中「校長」の次に「(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 副校長は、校長に事故あるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

第52条第1項中「第62条で」を「第62条において」に、「教頭」を「副校長」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気等で職務を執行することができない場合

(2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

第52条第2項中「に基づき教頭」を「により副校長」に、「教頭は」を「副校長は」に改め、同条に次の2項を加える。

3 学校教育法第62条において準用する同法第37条第7項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

(1) 職務を代理する場合 校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気等で職務を執行することができない場合

(2) 職務を行う場合 校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

4 前項の規定により教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長、副校長又は教頭は、教育委員会に報告しなければならない。

第56条第1項中「事情があるときは」の次に「、教務主任」を加える。

第22号様式中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第3条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「必要に応じて」の次に「、副校長、主幹教諭」を加える。

第44条中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号中「校長」の次

に「（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）」を加え、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児又は児童生徒の教育をつかさどる。

第44条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第45条第1項中「第82条で」を「第82条において」に、「第37条第3項」を「第37条第4項」に改める。

第46条の見出し中「教頭」の前に「副校長及び」を加え、同条中第2項を第3項とし、同条第1項中「校長」の次に「（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

副校長は、校長に事故あるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。

第47条第1項中「第82条で」を「第82条において」に、「教頭」を「副校長」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気等で職務を執行することができない場合

(2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

第47条第2項中「基づき教頭」を「により副校長」に、「教頭は」を「副校長は」に改め、同条に次の2項を加える。

3 学校教育法第82条において準用する同法第37条第7項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

(1) 職務を代理する場合 校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気等で職務を執行することができない場合

(2) 職務を行う場合 校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

4 前項の規定により教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長、副校長又は教頭は、教育委員会に報告しなければならない。

第51条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、主事を置かないことができる。

第52条中「事情があるときは」の次に「、教務主任」を加える。

第21号様式中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

（沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則の一部改正）

第4条 沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中

教頭及び事務長		校長	を
教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	教頭		
副校長、教頭及び事務長		校長	に改める。
主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	副校長又は教頭		

第6条第1項中「校長」の次に「、副校長」を加える。

（沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則の一部改正）

第5条 沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中

教頭		校長	を
教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、栄養教諭（共同調理場に勤務する者を除く。）、学校栄養職員（共同調理場に勤務する者を除く。）及び事務職員	教頭		

副校長及び教頭		校長	に改める。
主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、栄養教諭（共同調理場に勤務する者を除く。）、学校栄養職員（共同調理場に勤務する者を除く。）及び事務職員	副校長又は教頭		

第6条第1項中「校長」の次に「、副校長」を加える。

（沖縄県立中学校管理規則の一部改正）

第6条 沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「必要に応じて」の次に「、副校長、主幹教諭」を加える。

第26条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号中「校長」の次に「（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）」を加え、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

第26条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第27条第1項中「第49条で」を「第49条において」に、「第37条第3項」を「第37条第4項」に改める。

第28条第1項中「第49条で」を「第49条において」に、「教頭」を「副校長」に改め、同条第2項中「に基づき教頭」を「により副校長」に、「教頭は」を「副校長は」に改め、同条に次の2項を加える。

3 学校教育法第49条において準用する同法第37条第7項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

(1) 職務を代理する場合 校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気等で職務を執行することができない場合

(2) 職務を行う場合 校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

4 前項の規定により教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長、副校長又は教頭は、教育委員会に報告しなければならない。

第32条第1項中「事情があるときは」の次に「、教務主任」を加える。

第11号様式中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

県立学校教育課

1 件名

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 学校教育法が改正され、平成20年4月より小学校、中学校、高等学校等に、副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を置くことができるとされた（任意設置）。
- (2) 当該改正は、校長のリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図ることを目的としている。
- (3) 学校の組織体制及び指導体制の充実を図る観点から平成21年度より公立学校に副校長及び主幹教諭を設置するため、沖縄県立高等学校管理規則等を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 次の6規則について、規定の整備を行う。
 - ア 教育職員免許状に関する規則
 - イ 沖縄県立高等学校管理規則
 - ウ 沖縄県立特別支援学校管理規則
 - エ 沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則
 - オ 沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則
 - カ 沖縄県立中学校管理規則
- (2) (1)アについては、様式の注意書きに副校長を加える。
- (3) (1)イ、ウ及びカについては、副校長及び主幹教諭の職務を規定するとともに、引用法令の整理を行う。
- (4) (1)エ及びオについては、副校長及び主幹教諭を加える。
- (5) この規則は、平成21年4月1日から施行する。

4 根拠法令

学校教育法第37条、第49条、第60条から第62条まで及び第82条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表 (第1条関係)

教育職員免許状に関する規則 (平成元年沖縄県教育委員会規則第8号) 新旧対照表

改正案

現行

第16号様式 (第26条関係)

学級編成、免許教科別教員数及び週時間数				
学校名	設置者	学校所在地		
1 学級編成				
学 年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年 (定時)
学級数				計
生徒数				
2 教員数				
教諭	名	助教諭	名	講師
				名
				計
				名

第16号様式 (第26条関係)

学級編成、免許教科別教員数及び週時間数				
学校名	設置者	学校所在地		
1 学級編成				
学 年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年 (定時)
学級数				計
生徒数				
2 教員数				
教諭	名	助教諭	名	講師
				名
				計
				名

3 免許教科別教員数及び週時間数

教科名	週時間数 (A)	免許を有する教員数		週時間数 (A)	教科名	教科外担任教員による週時間数 (A)-(B)	左の教員の週時間数 (B)	免許を有する教員数		週時間数 (A)	教科名	教科外担任教員による週時間数 (A)-(B)	左の教員の週時間数 (B)
		教諭	助教諭 講師					教諭	助教諭 講師				
国語					職業						職業		
社会					職業実習						職業実習		
地理歴史					英語						英語		
公民					宗教						宗教		
数学					工芸						工芸		
理科					書道						書道		

3 免許教科別教員数及び週時間数

教科名	週時間数 (A)	免許を有する教員数		週時間数 (A)	教科名	教科外担任教員による週時間数 (A)-(B)	左の教員の週時間数 (B)	免許を有する教員数		週時間数 (A)	教科名	教科外担任教員による週時間数 (A)-(B)	左の教員の週時間数 (B)
		教諭	助教諭 講師					教諭	助教諭 講師				
国語					職業						職業		
社会					職業実習						職業実習		
地理歴史					英語						英語		
公民					宗教						宗教		
数学					工芸						工芸		
理科					書道						書道		

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(職員組織)</p> <p>第48条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。</p> <p>2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、<u>副校長、主幹教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、その他必要な職員を置くことができる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第49条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>(2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>(3) 教頭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(4) 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(5) 教諭は、生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(6) 助教諭は、教諭の職務を助ける。</p> <p>(7) 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。</p> <p>(8) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。</p> <p>(9) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。</p> <p>(10) 事務職員は、事務に従事する。</p> <p>(11) 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。</p> <p>(校長の職務)</p> <p>第50条 学校教育法第62条において準用する同法第37条第4項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2、3 (副校長及び教頭)</p>	<p>(職員組織)</p> <p>第48条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。</p> <p>2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第49条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>(2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(3) 教諭は、生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(4) 助教諭は、教諭の職務を助ける。</p> <p>(5) 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。</p> <p>(6) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。</p> <p>(7) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。</p> <p>(8) 事務職員は、事務に従事する。</p> <p>(9) 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。</p> <p>(校長の職務)</p> <p>第50条 学校教育法第62条で準用する同法第37条第3項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(教頭)</p>

第51条 学校には、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち2以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置く。ただし、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長を置く一の場合は、この限りでない。

2 副校長は、校長に事故あるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

3 教頭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)に事故あるときはその職務を代理し、校長(副校長を置く学校)にあっては、校長及び副校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が教育委員会に届け出た順序で、その職務を代理し、又は行う。(校長の代理・代行)

第52条 学校教育法第62条において準用する同法第37条第5項に規定する副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

- (1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気で職務を執行することができない場合
- (2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

2 前項の規定により副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長又は副校長は、教育委員会に報告しなければならない。

3 学校教育法第62条において準用する同法第37条第7項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

- (1) 職務を代理する場合 校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気で職務を執行することができない場合
- (2) 職務を行う場合 校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

4 前項の規定により教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長、副校長又は教頭は、教育委員会に報告しなければならない。

(主任等)
第56条 学校には、教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導

第51条 学校には、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち2以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置く。

2 教頭は、校長に事故あるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が教育委員会に届け出た順序で、その職務を代理し、又は行う。

(校長の代理・代行)

第52条 学校教育法第62条で準用する同法第37条第5項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

- (1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気で職務を執行することができない場合
- (2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

2 前項の規定に基づき教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長又は教頭は、教育委員会に報告しなければならない。

(主任等)

第56条 学校には、教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導

主任、保健主事、環境整備主任、専修講座主任、図書視聴覚主任及び司書教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主任、環境整備主任、専修講座主任、図書視聴覚主任及び司書教諭を置かないことができる。

2～10 (略)
第22号様式 (第83条関係)

県教育委員会 殿

防火管理者指定報告書

_____ 高等学校長氏名 印

消防法第8条の規定に基づき、年月日付で、本校の防火管理者を下記の通り指定したので、報告いたします。

記

職	氏名	備考
新		
旧		

文書番号
年 月 日

注1 「職」の欄には、副校長又は教頭を記入すること。(A4版)
注2 (略)

主任、保健主事、環境整備主任、専修講座主任、図書視聴覚主任及び司書教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、学年主任、生徒指導主任、進路指導主任、環境整備主任、専修講座主任、図書視聴覚主任及び司書教諭を置かないことができる。

2～10 (略)
第22号様式 (第83条関係)

県教育委員会 殿

防火管理者指定報告書

_____ 高等学校長氏名 印

消防法第8条の規定に基づき、年月日付で、本校の防火管理者を下記の通り指定したので、報告いたします。

記

職	氏名	備考
新		
旧		

文書番号
年 月 日

注1 「職」の欄には、教頭を記入すること。(A4版)
注2 (略)

新旧対照表 (第3条関係)

沖縄県立特別支援学校管理規則 (平成12年沖縄県教育委員会規則第8号) 新旧対照表	現 行
<p>(職員組織)</p> <p>第43条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。</p> <p>2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、<u>副校長、主幹教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、その他必要な職員を置くことができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第44条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>(2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>(3) 教頭は、校長(副校長を置く学校にあつては、<u>校長及び副校長</u>)を助け、校務を整理し、及び必要に応じて<u>幼児又は児童生徒の教育をつかさどる。</u></p> <p>(4) <u>主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児又は児童生徒の教育をつかさどる。</u></p> <p>(5) 教諭は、幼児又は児童生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(6) 助教諭は、教諭の職務を助ける。</p> <p>(7) 養護教諭は、幼児又は児童生徒の養護をつかさどる。</p> <p>(8) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。</p> <p>(9) 栄養教諭は、幼児又は児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。</p> <p>(10) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。</p> <p>(11) 事務職員は、事務に従事する。</p> <p>(12) 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。</p>	<p>(職員組織)</p> <p>第43条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。</p> <p>2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、<u>助教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、その他必要な職員を置くことができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第44条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>(2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて<u>幼児又は児童生徒の教育をつかさどる。</u></p> <p>(3) 教諭は、幼児又は児童生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(4) 助教諭は、教諭の職務を助ける。</p> <p>(5) 養護教諭は、幼児又は児童生徒の養護をつかさどる。</p> <p>(6) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。</p> <p>(7) 栄養教諭は、幼児又は児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。</p> <p>(8) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。</p> <p>(9) 事務職員は、事務に従事する。</p> <p>(10) 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。</p>

13) 寄宿舎指導員は、寄宿舎における児童生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

(校長の職務)

第45条 学校教育法第82条において準用する同法第37条第4項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

2、3 (略)

(副校長及び教頭)

第46条 副校長は、校長に事故あるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。

2 教頭は、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)に事故あるときはその職務を代理し、校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が教育委員会に届け出た順序で、その職務を代理し、又は行う。

3 分校には、教頭を置く。

(校長の代理・代行)

第47条 学校教育法第82条において準用する同法第37条第5項に規定する副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

1 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気で職務を執行することができない場合

2 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

2 前項の規定により副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長又は副校長は、教育委員会に報告しなければならない。

3 学校教育法第82条において準用する同法第37条第7項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

1 職務を代理する場合 校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気で職務を執行することができない場合

2 職務を行う場合 校長(副校長を置く学校にあっては、校長

11) 寄宿舎指導員は、寄宿舎における児童生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

(校長の職務)

第45条 学校教育法第82条で準用する同法第37条第3項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

2、3 (略)

(教頭)

第46条

教頭は、校長に事故あるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が教育委員会に届け出た順序で、その職務を代理し、又は行う。

2 分校には、教頭を置く。

(校長の代理・代行)

第47条 学校教育法第82条で準用する同法第37条第5項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

1 職務を代理する場合

校長が海外出張、海外旅行、休職又は1カ月以上にわたる病気で職務を執行することができない場合

2 職務を行う場合

校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

2 前項の規定に基づき教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長又は教頭は、教育委員会に報告しなければならない。

及び副校長)が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合
4 前項の規定により教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及
びそれが終了した場合は、校長、副校長又は教頭は、教育委員会
に報告しなければならない。

(各部の主事)

第51条 学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各部に主事を
置く。ただし、幼稚部の主事は、小学部の主事が兼ねるものとす
る。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、主事を置
かないことができる。

3 各部の主事は、その部に属する教諭の中から、教育委員会が任
命する。

4 各部の主事は、校長の監督を受け、その部に関する校務をつか
さどる。
(主任等)

第52条 学校には、教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導
主任、保健主事、環境整備主任、専修講座主任、図書視聴覚主任
及び司書教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、教務主
任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主任、環境整備主任、専
修講座主任、図書視聴覚主任及び司書教諭を置かないことができ
る。

2～10 (略)

第21号様式 (第78条関係)

県教育委員会 殿

文書番号
年月日

学校長氏名

印

防火管理者指定報告書

(各部の主事)

第51条 学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各部に主事を
置く。ただし、幼稚部の主事は、小学部の主事が兼ねるものとす
る。

2 各部の主事は、その部に属する教諭の中から、教育委員会が任
命する。

3 各部の主事は、校長の監督を受け、その部に関する校務をつか
さどる。
(主任等)

第52条 学校には、教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導
主任、保健主事、環境整備主任、専修講座主任、図書視聴覚主任
及び司書教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、学年主
任、生徒指導主任、進路指導主任、環境整備主任、専修講座主任、
図書視聴覚主任及び司書教諭を置かないことができる。

2～10 (略)

第21号様式 (第78条関係)

県教育委員会 殿

文書番号
年月日

学校長氏名

印

防火管理者指定報告書

消防法第8条の規定に基づき、年月日付けで、本校の防火管理者を下記の通り指定したので、報告いたします。

記

職	氏名	備考
新		
旧		

注 「職」の欄には、副校長又は教頭を記入すること。(A4版)

消防法第8条の規定に基づき、年月日付けで、本校の防火管理者を下記の通り指定したので、報告いたします。

記

職	氏名	備考
新		
旧		

注 「職」の欄には、教頭を記入すること。(A4版)

新旧対照表（第4条関係）

沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正案

(評価者)
 第5条 評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表中欄に掲げる1次評価者及び同表右欄に掲げる最終評価者が行う。

評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者
校長		教育長
副校長、教頭及び事務長		校長
主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	副校長又は教頭	
学校栄養職員、事務職員及び現業職員	事務長（事務長の配置がない場合は、教頭）	

(実施方法)
 第6条 職員は、県教育長が定める日までに自己申告書を作成し、1次評価者（校長、副校長、教頭及び事務長）にあっては、最終評価者）に申告するものとする。
 2、3 (略)

現行

(評価者)
 第5条 評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表中欄に掲げる1次評価者及び同表右欄に掲げる最終評価者が行う。

評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者
校長		教育長
教頭及び事務長		校長
教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	教頭	
学校栄養職員、事務職員及び現業職員	事務長（事務長の配置がない場合は、教頭）	

(実施方法)
 第6条 職員は、県教育長が定める日までに自己申告書を作成し、1次評価者（校長、教頭及び事務長）にあっては、最終評価者）に申告するものとする。
 2、3 (略)

新旧対照表（第5条関係）

沖繩県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案		現行																													
<p>(評価者) 第5条 評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表右欄に掲げる1次評価者及び同表右欄に掲げる最終評価者が行う。</p>		<p>(評価者) 第5条 評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表右欄に掲げる1次評価者及び同表右欄に掲げる最終評価者が行う。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象者の区分</th> <th>1次評価者</th> <th>最終評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td></td> <td>市町村教育委員会教育長</td> </tr> <tr> <td>副校長及び教頭</td> <td></td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護教師、栄養教諭、栄養勤務する者（共）、同調理者（共）、同調理者（共）及び事務職員</td> <td>副校長又は教頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同調理場及び学校栄養職</td> <td>共同調理場の所長等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者	校長		市町村教育委員会教育長	副校長及び教頭		校長	主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護教師、栄養教諭、栄養勤務する者（共）、同調理者（共）、同調理者（共）及び事務職員	副校長又は教頭		共同調理場及び学校栄養職	共同調理場の所長等		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象者の区分</th> <th>1次評価者</th> <th>最終評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td></td> <td>市町村教育委員会教育長</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td></td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>教諭、助教諭、養護教諭、養護教師、講師、場栄養教諭（共）、同調理者（共）、同調理者（共）及び事務職員</td> <td>教頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同調理場及び学校栄養職</td> <td>共同調理場の所長等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者	校長		市町村教育委員会教育長	教頭		校長	教諭、助教諭、養護教諭、養護教師、講師、場栄養教諭（共）、同調理者（共）、同調理者（共）及び事務職員	教頭		共同調理場及び学校栄養職	共同調理場の所長等	
評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者																													
校長		市町村教育委員会教育長																													
副校長及び教頭		校長																													
主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護教師、栄養教諭、栄養勤務する者（共）、同調理者（共）、同調理者（共）及び事務職員	副校長又は教頭																														
共同調理場及び学校栄養職	共同調理場の所長等																														
評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者																													
校長		市町村教育委員会教育長																													
教頭		校長																													
教諭、助教諭、養護教諭、養護教師、講師、場栄養教諭（共）、同調理者（共）、同調理者（共）及び事務職員	教頭																														
共同調理場及び学校栄養職	共同調理場の所長等																														
<p>(実施方法) 第6条 職員は、県教育長が定める日までに自己申告書を作成し、1次評価者（校長、副校長及び教頭）に申告するものとする。 2、3 (略)</p>	<p>(実施方法) 第6条 職員は、県教育長が定める日までに自己申告書を作成し、1次評価者（校長及び教頭）に申告するものとする。 2、3 (略)</p>																														

新旧対照表（第6条関係）

改 正 案	現 行
<p>(職員組織)</p> <p>第25条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。</p> <p>2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、<u>副校長、主幹教諭、助教諭、養護助教諭、講師、その他必要な職員を置く</u>ことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第26条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>(2) 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>(3) 教頭は、校長（副校長を置く学校にあつては、<u>校長及び副校長</u>）を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(4) <u>主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。</u></p> <p>(5) 教諭は、生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(6) 助教諭は、教諭の職務を助ける。</p> <p>(7) 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。</p> <p>(8) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。</p> <p>(9) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。</p> <p>(10) 事務職員は、事務に従事する。</p> <p>(校長の職務)</p> <p>第27条 学校教育法第49条において準用する同法第37条第4項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(職員組織)</p> <p>第25条 学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。</p> <p>2 学校には、前項に定めるもののほか、必要に応じて、<u>助教諭、養護助教諭、講師、その他必要な職員を置く</u>ことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第26条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>(2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(3) 教諭は、生徒の教育をつかさどる。</p> <p>(4) 助教諭は、教諭の職務を助ける。</p> <p>(5) 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。</p> <p>(6) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。</p> <p>(7) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。</p> <p>(8) 事務職員は、事務に従事する。</p> <p>(校長の職務)</p> <p>第27条 学校教育法第49条で準用する同法第37条第3項に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>2、3 (略)</p>

(校長の代理・代行)

第28条 学校教育法第49条において準用する同法第37条第5項に規定する副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

- (1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は1月以上にわたる病気等で職務を執行することができない場合
- (2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合
- 2 前項の規定により副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長又は副校長は、教育委員会に報告しなければならない。

3. 学校教育法第49条において準用する同法第37条第7項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

- (1) 職務を代理する場合 校長(副校長を置く学校)にあっては、校長及び副校長が海外出張、海外旅行、休職又は1月以上にわたる病気等で職務を執行することができない場合
- (2) 職務を行う場合 校長(副校長を置く学校)にあっては、校長及び副校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合
4. 前項の規定により教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長、副校長又は教頭は、教育委員会に報告しなければならない。

(教務主任等)

第32条 学校には、教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主任、保健主事、環境整備主任及び研究主任を置く。ただし、特別の事情があるときは、教務主任、学年主任、生徒指導主任、環境整備主任及び研究主任を置かないことができる。

2～8 (略)

第11号様式 (第45条関係)

文書番号
年月日

県教育委員会 殿

(校長の代理・代行)

第28条 学校教育法第49条で準用する同法第37条第5項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

- (1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は1月以上にわたる病気等で職務を執行することができない場合
- (2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合
- 2 前項の規定に基づき教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長又は教頭は、教育委員会に報告しなければならない。

(教務主任等)

第32条 学校には、教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主任、保健主事、環境整備主任及び研究主任を置く。ただし、特別の事情があるときは、教務主任、学年主任、生徒指導主任及び研究主任を置かないことができる。

2～8 (略)

第11号様式 (第45条関係)

文書番号
年月日

県教育委員会 殿

____ 中学校長 氏 名 印

防火管理者指定報告書

消防法第8条の規定に基づき、年 月 日付けで、本校の防火管理者を下記の通り指定したので、報告いたします。

記

職	氏 名
新	
旧	

注 「職」の欄には、教頭を記入すること。

(A4版)

____ 中学校長 氏 名 印

防火管理者指定報告書

消防法第8条の規定に基づき、年 月 日付けで、本校の防火管理者を下記の通り指定したので、報告いたします。

記

職	氏 名
新	
旧	

注 「職」の欄には、副校長又は教頭を記入すること。

(A4版)